

セットされている主な特約と補償内容

セットされている主な特約とその概要は下記のとおりです。

特約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合（共通以外）
主催行事特約	<p>施設所有（管理）者特別約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、当社が保険金を支払う賠償責任保険普通約款第1条（保険金を支払う場合）の損害は、被保険者が主催（共催または後援を含みます。）する保険証券記載の行事（以下「主催行事」といいます。）に起因する偶然な事故による損害に限ります。</p> <p>この特約において被保険者とは、主催行事の主催者（共催者または後援者を含みます。）およびその役員とします。</p>	<p>■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が行事を開催する施設の所有者または管理者である場合、その施設の所有または管理に起因する参加者以外の者に対する損害。ただし、仮設やぐら、仮設さじき等主催行事のための仮設物の所有、使用または管理に起因する損害を除きます。 ・主催行事の主催者もしくはその役員または主催行事の企画もしくは運営に従事する者が、主催行事の開催中に被った身体の障害または財物の損壊に起因する損害 <p style="text-align: right;">など</p>
来訪者財物損害補償特約	<p>保険期間中に発生した施設に入場した者の財物（以下「来訪者財物」といいます）の施設内での損壊について、来訪者財物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ ●お支払いする保険金の額 1事故につき10万円が限度となります。ただし、来訪者財物の時価（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額）が限度となります。 免責金額（自己負担額）は3,000円です。 	<p>■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任 ・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・来訪者財物が自動車、原動機付自転車、これらの物に定着もしくは装備されているものまたはこれらの物の積載物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ・来訪者財物が治療、美容、飼育、育成等を目的として預かった動物または植物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ・直接であると間接であると問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任。ただし、サイバー攻撃の結果、火災、破裂・爆発によって生じた来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任を除きます。 <p style="text-align: right;">など</p>
使用不能損害拡張補償特約	<p>基本契約の損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した、他人の財物の使用不能（注）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「純粋使用不能損害」といいます）に対して、保険金をお支払いします。ただし、財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合に限ります。</p> <p>（注）その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ ●お支払いする保険金の額 1事故および保険期間中100万円が限度となります。免責金額（自己負担額）は1,000円です。 <p>ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその金額とします。</p>	<p>■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粋使用不能損害 <p style="text-align: right;">など</p>
訴訟対応費用補償特約	<p>基本契約（基本契約にセットされる特約を含みます）の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お支払いの対象となる損害の範囲 訴訟対応費用を負担することによって被る損害。訴訟対応費用は、被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。 <ol style="list-style-type: none"> ①意見書または鑑定書作成のために必要な費用 ②外注コピーの費用 ③増設コピー機の賃借費用 ④事故等再現実験費用（事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません） ⑤相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用⑥被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用 ⑦被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 <ul style="list-style-type: none"> ●お支払いする保険金の額 1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額を限度として保険金をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額 	<p style="text-align: center;">-</p>